

雇用調整助成金の支給を受けている事業主の方へ

「対象期間」の延長のお知らせ

- 雇用調整助成金は、通常、1年の期間（=対象期間）内に実施した休業等について受給することができます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主は、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、1年を超えて引き続き受給することができます。
- 今般、対象期間の延長を行ったことから、雇用調整の初日が令和2年1月24日から同3年11月30日までの間に属する場合は、1年を超えて引き続き受給できるようになります。

1年を超えて引き続き受給できる期間



《変更前》 令和4年9月30日まで
《変更後》 **令和4年11月30日まで**

変更前

R2/1/24 R4/9/30
R3/9/30

雇用調整の初日がこの
期間に属する場合

▶ 令和4年9月30日まで
1年を超えて引き続き
受給できる

変更後

R2/1/24 R4/11/30
R3/11/30

雇用調整の初日がこの
期間に属する場合

▶ 令和4年11月30日まで
1年を超えて引き続き
受給できる

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL040930企02